

高円寺学園利用上の注意事項について

学校支援課学校開放担当

日頃から、高円寺学園の利用の際には、使用上のルールを守ってご活動いただきありがとうございます。今後とも、学校の教育活動に支障がないよう学校開放事業を進めていくため、改めて利用上の注意事項について下記のとおりお知らせいたします。引き続き、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いします。

なお、利用上の基本的事項は「杉並区の学校開放（登録団体開放及び一般目的外使用の手引き）」をご確認ください。

記

1 来校時の注意事項

- ・学校敷地内へは環七通り沿いの「西通用門」から入ってください。
- ・来校は原則徒歩とします。**自動車・バイクでの来校は禁止**です。自転車で来校する場合は、駐輪スペース（別紙1参照）にきちんと並べて駐輪してください。
- ・靴箱・傘立ては、職員・来賓入口前の開放用靴箱・傘立てを利用してください。
- ・団体責任者・利用者は西通用門（職員・来賓入口）から入り、主事室に「団体登録証」を提示し「杉並区立学校施設使用申請書③」を提出後、利用場所へ移動してください。**西通用門（職員・来賓入口）以外の出入口は、絶対に使用しないでください。**
- ・できるだけまとまって来校するようご協力を願います。
- ・4階の大アリーナ、地下1階の小アリーナ、2階の会議室へは、指定されたルートを通り、階段で移動してください（別紙1参照）。エレベーターは原則利用できません。

2 使用時の注意事項

- ・更衣室は、1階の開放用更衣室を女性更衣室、1階の開放会議室を男子更衣室として利用してください。大アリーナ前の更衣室は、児童・生徒用更衣室のため使用できません。更衣室に棚がありますが、鍵のかかるものではないため、利用時の物品の管理は各自でお願いします。
- ・使用可能なトイレは以下のとおりです。
大アリーナ・・・4階の大アリーナ前
小アリーナ・・・地下1階の小アリーナ横
交流ホール・・・1階の交流ホール横
会議室・・・2階の職員トイレ
校庭・・・校庭トイレ
- ・大アリーナのステージには立ち入らないでください。
- ・大アリーナの開放用器具庫は、学校開放用の共有備品のみ置くことができます。私物は置かないでください。
- ・空調機の利用に当たっては、「杉並区立学校屋内運動場空気調和設備（エアコン）利用基準」（別紙2参照）に基づき、団体（利用責任者）にて利用の要否をご判断いただき、利用する際は施設管理員にもひと声おかけいただきますようお願いいたします。
- ・なお、冬期の利用について、体育館を運動施設として使用する場合は、原則として空調機は利用しないものとしています。
- ・音響機器で音楽を流してのダンスや阿波踊りなどの練習は、可とします。その際も、音量は近隣に対して配慮をお願いします。

鐘、太鼓などの鳴り物の練習は大アリーナ及び交流ホールのみ可能です。

- ・床を傷つける可能性のある履物での活動はできません。
- ・使用許可された施設以外へは絶対に立ち入らないでください。

3 使用後の注意事項

- ・利用終了時は、利用した備品等を元の位置に戻し、清掃・火気の点検を行ってください。
団体責任者が主事室の施設管理員に声をかけてください。
- ・利用終了後の校門付近でのミーティングや喫煙等は、近隣にご迷惑をおかけすることになりますので、ご遠慮ください。

4 利用時間の考え方について(令和5年4月1日より 全室場共通)

【使用開始時】 承認された開始時刻の 15分前から入校可能（更衣室利用可能）。
室場の使用開始は承認された開始時刻から。

【使用終了時】 承認時間内で片付け・清掃を終えて室場から退出する。

承認時間終了後 15分以内に退門する。

※ただし、夜間最後の利用枠については、21時までの退門を厳守してください。

施設管理上必要なルールとして、ご協力をお願いします。

【例1】9:00～11:00 の利用枠の場合

入校可能時間 8:45～

室場利用開始 9:00～

退門時間 11:15まで

【例2】19:00～21:00 の利用枠の場合

入校可能時間 18:45～

室場利用開始 19:00～

退門時間 21:00まで【厳守】

＜使用開始時の運用ルール＞

○承認された開始時刻前に他の団体が利用していない場合（室場が空いている場合）は、
開始時刻前15分間の範囲内で、更衣のほか、室場の基本的準備（※）を行ってください
てもかまいません。
(※) 室場の基本的準備とは
ネット・卓球台・バスケットゴール等の設置、得点板の準備などを指します。

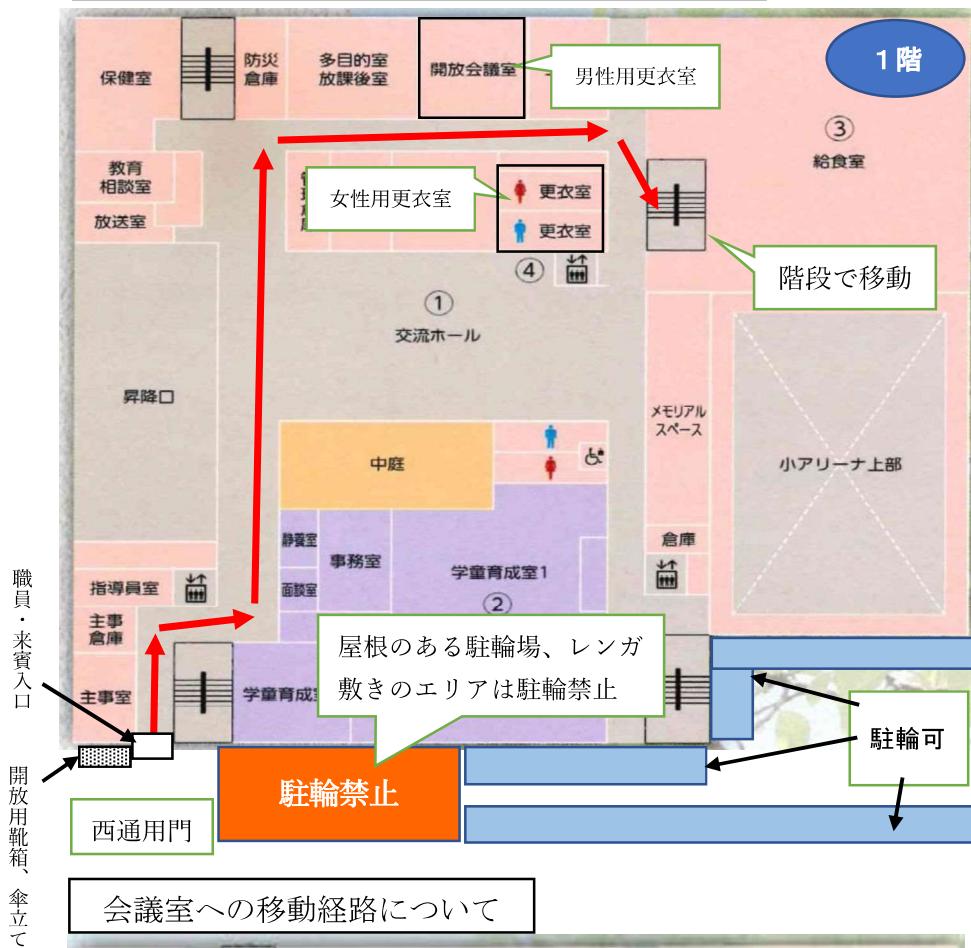
○承認時間前後15分間の時間には使用料はかかりません。
承認された開始時刻までは、準備体操を含めて活動を開始しないでください。

○平日における少年団体の活動については、児童健全育成の観点から活動開始時間を早める
必要がある場合に、18時30分から利用可能とします。
(学校支援課学校開放担当へ事前に申出必要)

5 その他注意事項

- ・学校敷地内では水分補給を除き、飲食はしないでください。
- ・活動中に出たごみは、学校内のごみ箱に捨てず、各団体が持ち帰るようお願いします。
- ・校舎内は土足や裸足での移動は厳禁です。必ず室内履きに履き替えてください。
- ・学校内の撮影はご遠慮ください。

駐輪可能なスペース、大・小アリーナへの
移動経路について



会議室への移動経路について



杉並区立学校屋内運動場空気調和設備 (エアコン) 利用基準

平成31年3月27日
杉教第10781号

(目的)

第1条 この基準は、区立学校の屋内運動場に設置されている空気調和設備（以下「エアコン」という。）を利用する際の基準を示し、適正な利用を図ることを目的とする。

(対象範囲)

第2条 この基準の対象は、エアコンが設置されている区立学校の屋内運動場とする。

(環境教育の推進)

第3条 エアコンの利用に当たっては、「杉並区教育機関環境方針」（平成18年4月1日策定）に基づく環境教育を推進し、エアコンの適正な利用について児童・生徒及び学校開放利用者（以下「児童等」という。）の理解を求めるよう努めるものとする。

(利用条件)

第4条 エアコンの利用は、次のとおりとする。

(1) 夏期の利用条件

ア 利用期間

6月1日から9月30日までの期間とする。

イ 利用条件

運動施設として使用する場合（学校開放を含む。）、儀式・催事等の用途で使用する場合ともに、可能な限り窓及び扉を開けたにもかかわらず、室内温度が摂氏28度を超えてすること。

ウ 設定温度

室内温度は、摂氏28度を目安に設定すること。

エ 留意点

利用に当たっては、児童等の健康を考慮し、教員（学校開放にあっては、利用責任者をいう。以下「教員等」という。）が適正な温度管理を行うこと。なお、屋内運動場を使用しない時間帯は、儀式・催事等の事前運転を除き、電源を必ず切ることとする。

(2) 冬期の利用条件

ア 利用期間

12月1日から翌年3月31日までの期間とする。

イ 利用条件

運動施設として使用する場合（学校開放を含む。）は、原則として使用しないものとする。ただし、児童等の健康管理上必要な場合は、適正な温度を教員等の管理の下、使用できることとする。

儀式・催事等の用途で使用する場合は、可能な限り窓及び扉を閉めたにもかかわらず、室内温度が摂氏17度未満であること。

ウ 設定温度

室内温度は、摂氏19度を目安に設定すること。

エ 留意点

利用に際し、必要がある場合は、事前の暖気運転の使用を行うことができることする。屋内運動場を使用しない時間帯は、前記の暖気運転を除き、電源を必ず切ることとする。

オ その他

済美養護学校の冬期利用条件については、別に定める。

(3) その他の利用

ア 気象警報・注意報、大気汚染注意報等発令時、震災救援所開所時等の児童・生徒その他の利用者の健康を考慮した結果、エアコンの利用が適当と校長又は利用責任者が判断した場合は、上記(1)又は(2)の基準にかかわらず、適宜エアコンを利用するこ。

イ エアコンの利用は、児童等の健康を考慮し、適正な温度管理を行うこと。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。